

## 申請に対する処分の審査基準（個票）

|        |  |
|--------|--|
| 所管部署   | 商工振興課  |
| 処分の名称  | 周南市熊毛勤労者総合福祉センターの使用の許可   |
| 処分権者   | 市長   |
| 根拠規定   | 周南市熊毛勤労者総合福祉センター条例第5条  |
| 基準規定   | 周南市熊毛勤労者総合福祉センター条例施行規則第5条  |
| 審査基準   | <p>周南市熊毛勤労福祉センター条例施行規則第5条<br/>(使用の許可等)</p> <p>第5条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、使用を許可するか否か決定し、使用を許可する場合は申請書を提出した者に周南市熊毛勤労者総合福祉センター使用許可書（別記様式第5号）により通知する。</p> <p>2 市長は、前条の規定により変更申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、変更を許可するか否か決定し、変更を許可する場合は変更申請書を提出した者に熊毛勤労者総合福祉センター許可事項変更許可書（別記様式第6号）により通知する。</p> <p>3 使用の許可順位は、原則として申請順位とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。</p> |
| 標準処理期間 | 7日   |
| 備考     |  |

## 申請に対する処分の審査基準（個票）

|        |  |
|--------|--|
| 所管部署   | 商工振興課  |
| 処分の名称  | 周南市政所駐車場への駐車の許可（拒否）  |
| 処分権者   | 市長   |
| 根拠規定   | 周南市政所駐車場条例第8条  |
| 基準規定   | 周南市政所駐車場条例第8条; 第9条   |
| 審査基準   | <p>周南市政所駐車場条例第8条、第9条<br/>         (駐車の拒否)</p> <p>第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車を拒否することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 発火性又は引火性の物品を積載しているとき。</li> <li>(2) 他の自動車の駐車に支障となる荷物又は動物等を積載し、又は取り付けているとき。</li> <li>(3) 前2号のほか、駐車場の管理に支障があると認めるとき。</li> </ul> <p>(禁止行為) 第9条 駐車場を使用する者（以下「使用者」という。）は、駐車場において、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 他の自動車の駐車を妨げること。</li> <li>(2) 駐車場の施設を汚損し、又は破損すること。</li> <li>(3) 駐車場に常駐すること。</li> <li>(4) 前3号のほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。</li> </ul> <p>2 指定管理者は、前項各号のいずれかに該当する行為を行った使用者に対して、駐車場から自動車の退去を命ずることができる。</p> <p>3 前項の規定により生じた費用は、使用者の負担とする。</p> |
| 標準処理期間 | 1日   |
| 備考     |  |

申請に対する処分の審査基準（個票）

|        |  |
|--------|--|
| 所管部署   | 商工振興課  |
| 処分の名称  | 周南市熊毛勤労者総合福祉センターの使用料の減額又は免除  |
| 処分権者   | 市長   |
| 根拠規定   | 周南市熊毛勤労者総合福祉センター条例第7条第3項   |
| 基準規定   | 周南市勤労福祉センター条例施行規則第8条   |
| 審査基準   | <p>周南市勤労福祉センター条例施行規則第8条<br/>(使用料の減額又は免除)</p> <p>第8条 条例第7条第3項の規定により、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める施設の使用料（以下「施設使用料」という。）の減額を行う。ただし、機材器具の使用料（以下「機材器具使用料」という。）及び冷暖房使用料は、減額しない。</p> <p>(1) 市以外の官公庁が使用する場合（ただし、入場料又はこれに類する料金を徴収する場合を除く。） 施設使用料の50パーセントの減額</p> <p>(2) 市長が特に必要と認めた場合 施設使用料の50パーセントの減額</p> <p>(3) 市が後援、協力又は協賛をする場合（ただし、入場料又はこれに類する料金を徴収する場合を除く。） 施設使用料の30パーセントの減額</p> <p>2 条例第7条第3項の規定により、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める施設使用料又は機材器具使用料の免除を行う。ただし、第1号を除き、冷暖房使用料は免除しない。</p> <p>(1) 市が主催又は共催をする場合 施設使用料及び機材器具使用料の免除</p> <p>(2) 勤労者総合福祉センターの設置目的に沿って、市内の公共的団体が使用する場合 施設使用料の免除</p> <p>(3) 市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び社会福祉施設の児童、生徒又は学生によって組織された団体が、教育目的で使用する場合 施設使用料の免除</p> <p>(4) 市長が特に必要と認めた場合 施設使用料の免除 3 前2項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、申請書にその旨を記入し、市長に提出しなければならない。</p> |
| 標準処理期間 | 7日   |
| 備考     |  |

申請に対する処分の審査基準（個票）

|        |  |
|--------|--|
| 所管部署   | 商工振興課  |
| 処分の名称  | 中小企業等経営強化法に係る先端設備等導入計画の認定申請  |
| 処分権者   | 市長   |
| 根拠規定   | 中小企業等経営強化法第52条第4項  |
| 基準規定   | 中小企業等経営強化法第52条第4項  |
| 審査基準   | <p>認定申請があった場合において、先端設備等導入計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるとときは、認定をするものとする。<br/>         (中小企業等経営強化法第52条第4項)</p> <p>1 基本方針及び当該特定市町村の同意導入促進基本計画に適合するものであること。</p> <p>2 当該先端設備等導入計画に係る先端設備等導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。</p> |
| 標準処理期間 | 14日  |
| 備考     |  |

申請に対する処分の審査基準（個票）

|        |  |
|--------|--|
| 所管部署   | 商工振興課  |
| 処分の名称  | 中小企業等経営強化法に係る先端設備等導入計画変更の認定申請  |
| 処分権者   | 市長   |
| 根拠規定   | 中小企業等経営強化法第53条   |
| 基準規定   | 中小企業等経営強化法第52条第4項  |
| 審査基準   | <p>変更に係る認定申請があった場合において、先端設備等導入計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、認定をするものとする。</p> <p>(中小企業等経営強化法第53条第5項(第52条第4項を準用))</p> <p>1 基本方針及び当該特定市町村の同意導入促進基本計画に適合するものであること。</p> <p>2 当該先端設備等導入計画に係る先端設備等導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。</p> |
| 標準処理期間 | 14日  |
| 備考     |  |